神奈川県知事 松沢成文殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて (答申)

平成21年3月24日付けで諮問された意見提出機会付与通知書等一部非公開の件(諮問第583号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の商店街協同組合から提出された組合員からの質問状及び組合からの回答書の写しを非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 20 年 11 月 5 日になされた公開請求について、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 12 条に基づき、平成 20 年 11 月 27 日に神奈川県知事(以下「知事」という。)が特定の商店街協同組合(以下「本件組合」という。)に対して行った意見書提出機会付与通知及び同通知に添付した本件組合に関する文書を、知事が平成 20 年 12 月 19 日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)のうち、組合員からの質問状及び組合からの回答書の写し(以下「本件行政文書」と総称する。)の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 条例第5条第5号該当の点について

(ア)補助事業遅延等報告書に添付する書類は、神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に特に規定されていないものであるから、商業観光流通課(以下「実施機関」という。)は、本件行政文書を敢えて提出させる必要性はなかったものである。

本件行政文書には、不服申立人が本件組合に提出した文書が含まれているが、当該文書はあくまでも本件組合に提出したものであり、本件組合がそれを利用して第三者に提供したり、第三者が任意に取得できるものではない。

実施機関は、不服申立人が本件組合に提出した文書を実際に見分し、 交付要綱上は提出の必要性がないことを認めた上で、本件組合に任意に 提供させたことには、何ら正当な理由はない。

(イ) 実施機関は、本件組合に対して公にしないとの条件の付与を口頭で 行ったと説明しているが、明確に行われたかどうかは明らかでない。 (ウ) 不服申立人は、本件組合から知事に補助事業遅延等報告書が提出される以前に、実施機関の職員に対し、「提出されたら情報公開請求をします」と伝えており、実施機関はこのことを知りながら、当該組合から本件行政文書を当該報告書に添付するよう求め、その際、不服申立人に公開しないために「公にしない」との条件を付したと思われる。

実施機関は、本件組合に対し安易に非公開条件を提案し、交付要綱上必要のない文書を取得して本件組合が有していた不服申立人の自社情報を漏洩させたが、その後の不服申立人の公開請求に対して非公開条件を理由に公開しないことは、非公開条件の濫用と言わざるを得ず、そのような条件付与に何ら合理性はない。

(エ) 不服申立人は、自社情報の漏洩について早急に確認する必要があるが、自社情報公開請求権が制度化されていない状況の下では、情報公開請求によらざるを得ない。この場合に、非公開条件による情報提供者の保護より、むしろ漏洩された者の文書公開の必要性が優先されるべきであり、情報提供の際に付した条件を理由に本件行政文書を非公開とすることは違法であり、少なくとも自社情報に該当する文書は公開されるべきである。

イ その他

公開の際、実施機関職員は、不服申立人とは別の組合店舗所有者に対する本件組合からの回答書が本件行政文書に含まれるとは説明しなかったが、 非公開等理由説明書において、当該回答書が存在するとされた。

このため、不服申立人が本件行政文書の範囲を特定できるよう、審査会が当該回答書の存否を調査しその結果を不服申立人に明らかにするか、審査会が実施機関に対し件行政文書の範囲が分かるよう分類又は整理した資料の作成・提出を求め、不服申立人が行政文書の閲覧又は写しの交付によってこれを確認できるよう要望する。

- 3 実施機関(商工労働部商業観光流通課)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。
- (1) 本件行政文書について

商店街施設整備事業費補助事業は、商店街の活性化を図ることを目的として、市町村長と協調して、知事が補助金を交付するものである。

本件行政文書は、交付要綱に基づき、本件組合が平成20年10月30日に知事に提出した、平成20年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書及びその添付書類(以下「本件報告書」という。」)と併せて提出された文書であり、アーケード改修事業又はアーケード運営費について、本件組合及び組合員である不服申立人との間で交わされた質問と回答に関する文書と、別の組合店舗所有者からの事前の質問に対する本件組合からの回答の文書である。

本件行政文書を非公開とした理由は、実施機関の対応の参考とするため、 公にしないことを条件で本件組合から任意に提出させた文書であるためであ る。

(2)条例第5条第5号該当性について

- ア 本件報告書に記載された遅延理由の事故の内容については、本件組合が作成した「アーケード改修工事遅延経緯」により立証は足りると判断したが、 それとは別に、事務執行の参考として本件行政文書を併せて提出させたものである。これは、組合員の総意として補助対象事業が予定どおり施工できるかを、実施機関として確認する必要があったためである。
- イ 補助事業遅延等報告書に添付することとされている「事故の理由を立証す る書類」として具体的に何が該当するかについては、特段の定めがない。
- ウ 本件行政文書は、本件組合と組合員等との間で直接やりとりされた文書であり、組合員等の利害に関する情報が含まれることから、実施機関から公にしない旨を本件組合に説明して提出を求め、本件組合はこれを条件として提出したものである。
- エ 本件処分に当たり、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき本件組合に対し意見 書提出の機会を付与し、改めて意向を確認した。実施機関としては、本件組 合が組合員等の利害に関する情報について公にしないとの条件を付すのは合 理的であり、条例第 5 条第 5 号に該当すると判断し、非公開とした。
- オ 不服申立人は、不服申立人の情報が漏洩、利用されたことから、内容を確認する必要があると主張しているが、実施機関が不服申立人の情報を不当に

利用し又は不服申立人に損害を与えた事実はなく、条例第5条第5号ただし書きの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

不服申立人からは、口頭による意見の聴取の際に陳述書が提出されたほか、 当審査会に本諮問案件が諮問されて以降、意見書、要望書、補充書等の文書 が提出された。

当審査会としては、不服申立人から提出されたこれらの文書に基づき答申をすることは十分可能であると判断し、前記聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、交付要綱に基づき、本件組合が平成20年10月30日に知事に提出した本件報告書と併せて提出した文書であり、アーケード改修事業又はアーケード運営費について、本件組合及び組合員である不服申立人との間で交わされた質問と回答に関する文書と、別の組合店舗所有者からの事前の質問に対する本件組合からの回答の文書により構成されている。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、 本件行政文書についてであると認められるので、当審査会としては、当該文書について、以下、検討する。

(4)条例第5条第5号該当性について

ア 条例第5条第5号本文該当性について

(ア)条例第5条第5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すること

が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる もの」を非公開とすることができると規定している。

- (イ)補助事業遅延等報告書に添付すべき書類としては、交付要綱が定める 当該報告書の様式中に「事故の理由を立証する書類を添付してくださ い」とされているほかには、特段の規定がないことが認められる。
- (ウ) 実施機関は、補助事業遅延に係る事故の理由を立証する書類としては、 本件組合が作成した「アーケード改修工事遅延経緯」により足りると判 断したと説明している。
- (エ)本件行政文書の内容は前記(2)のとおりであるが、本件行政文書は本件組合と組合員等との間で直接交わされたものであり、補助事業に対する疑義等の具体的内容のほか、遅延理由とは直接関係がない内容が記載されている。また、アーケードの運営等について、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることが認められる。

このような情報の性質から、本件行政文書は、補助対象団体である本件組合が補助事業の目的を達成するために通常提出する義務がある文書であるとは認められない。

- (オ)本件行政文書の提出の経緯について、実施機関は、補助事業が遅延しているという当時の状況の下で、遅延理由の立証は「アーケード改修工事遅延経緯」に記載された内容で足りると判断したものの、組合員の総意として補助対象事業が予定どおり施工できるかを確認する必要があり、実施機関から本件組合に対し提出を依頼したと説明している。
- (カ)本件処分に際して本件組合から提出された意見書から、本件組合は、 公開しないことを条件に本件行政文書を任意に提出することについて合 意していたことが認められる。
- (キ)本件行政文書は、本件組合及び組合員等との間で直接交わされた文書であり、また、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることからも、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえず、法人等における通例として公にしないものであって、本件組合が実施機関に提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。

- (ク) したがって、本件行政文書は、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。
- (ケ)なお、不服申立人は、実施機関は本件行政文書を取得する必要性はなく、当該文書に対する非公開条件の付与は不合理であると主張しているが、実施機関による本件行政文書の取得には前述のとおり特段不合理な点は認められない。
- イ 条例第5条第5号ただし書該当性について
- (ア)条例第5条第5号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は 過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが 予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県 民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報で ある。

- (イ)本件行政文書に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活 又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 に該当するとは認められず、条例第5条第5号ただし書に該当しないと 判断する。
- (5) 自社に関する情報の公開について
 - ア 不服申立人は、本件行政文書には不服申立人が本件組合に提出した文書 が含まれており、また、不服申立人の情報が不当に漏洩、利用されたこと から、不服申立人は本件行政文書を確認する必要があると主張している。

また、法人の自社情報開示請求権が制度化されていないため情報公開請求によらざるを得ないという状況からも、本件行政文書のうち不服申立人の自社情報に該当する文書は公開すべきであると主張している。

イ 条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを

問わず公開請求を認める制度であるから、諾否の判断に当たっては、公開 請求者の目的は考慮されないものであるため、不服申立人の主張は採るこ とができない。

(6) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	
平成21年3月24日	○ 諮問	
3月30日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求	
4月20日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理	
4月22日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付	
5月15日	○ 不服申立人から意見書を受理	
8月27日 (第87回部会)	○ 審議	
9月15日 (第88回部会)	○ 審議	
10月13日 (第89回部会)	○審議	
11月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取	
11月17日 (第90回部会)	○審議	
12月22日 (第91回部会)	○審議	
平成22年1月19日 (第92回部会)	○ 審議	
2月22日 (第93回部会)	○ 審議	

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現職備考
交 告	尚 史	東京大学大学院教授
沢藤	達夫	弁護士 (横浜弁護士会)
鈴木	敏 子	横浜国立大学教授部会員
玉巻	弘 光	東 海 大 学 教 授 会長職務代理者 部 会 員
辻 山	栄 子	早稲田大学教授
東	玲 子	弁護士(横浜弁護士会) 部 会 員
堀 部	政 男	一橋大学名誉教授 会 長(部会長を兼ねる)

(平成22年3月18日現在) (五十音順)